

獅子舞に噛まれて
疫病退散！

とうしん君

答申info vol.27

令和4年1月25日成立 答申速報

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第43号	首席家庭裁判所調査官等の任命基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第44号	「職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の作成年月日が分かれる文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第45号	C E 試験及び C A 試験のアルファベット表記による正式名称を記載した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第46号	裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案を提出した職員の氏名が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第47号	S E A B I S の使いにくさに関する最高裁判所事務総局情報政策課の問題意識が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第32号	特定の団体が特定日に発送した特定の文書の受付に係る書面等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第33号	「職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の起案年月日が分かれる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第34号	司法記者クラブに対する裁判事件の情報提供方法が書いてあるマニュアルその他の文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第35号	特定日付の裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、特定の高等裁判所が最高裁判所から受領した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第36号	「職員の法令違反行為の通報書」に対する対応の経緯が分かれる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第37号	特定の一般社団法人による特定の照会書及び回答書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第9号	特定の逮捕状の発付時間等が分かれる文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性

情報公開わかるかも学校②7 ~制度の適切な利用の巻~



かも太郎

情報公開に係る制度の利用に関して、情報公開・個人情報保護審査委員会からの付言が述べられた答申があるね。



かも吉

裁判所の司法行政文書開示手続の趣旨は、司法行政の諸活動に関して国民に対する説明責任に応えることだったよね。答申ではどのような内容が出たんだろう？

今回出された答申のうち、令和3年度（情）答申第33号を詳しく見てみましょう！

委員会は、「委員会に対し質問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。」と述べています。このような内容の付言は、令和3年度（情）答申第28号においても述べられていましたが、今回は司法行政事務における対応や判断に対する不服と思われる事案において言及したという違いがありますね。

個別の案件の対応や判断に対する不服を述べようとする者に対しては、まずは個別の対応を行い、司法行政文書開示手続等がそれに対する個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを踏まえて、安易に司法行政文書開示手続等を案内することが相当ではない場合があることにも注意してください！

日直
かも太郎

おしどり先生

寒さも少しづつ和らい
できましたね。



とうしん君

答申info vol.28

令和4年2月24日成立 答申速報

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第48号	委託者と受託者の分業の結果として、システム開発作業に支障が生じた事例を記載した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第49号	決裁等に係る理由説明書の記載内容の正否が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第50号	弁理士の懲戒処分に関する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第51号	裁判所法82条に係る事務の処理に当たり司法行政文書の作成が義務付けられているものではないことが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第52号	分限裁判が裁判官の人事評価にどのような影響を与えるかが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第38号	民事訴訟法122条について説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第39号	民事訴訟法341条について説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第40号	民事訴訟法24条1項について説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第41号	民事訴訟法121条について説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第42号	司法記者クラブに対して開廷表を提供する際の取扱いが書いてある文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第43号	裁判官訴追委員会の訴追決定に関し、最高裁判所から受領した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否

情報公開わかるかも学校②～「裁判所」の範囲の巻～



かも吉

今回の答申のうち令和3年度（情）答申第38号では、裁判所が決定又は命令を行う場合の判断については、「裁判機関としての裁判所において個別に判断されるべきものである」としているけど、「裁判機関としての裁判所」ってどういう意味かよくわからないカモ。



カモミール

「裁判所」という用語には、「国法上の意義における裁判所」と「訴訟法上の意義における裁判所」の2つの意味があるとされているわ。「訴訟法上の意義における裁判所」という意味で「裁判機関としての裁判所」という表現をしているのね。

そうですね。上記答申と異なり、令和元年度（最情）答申第9号は、司法行政上の意義における裁判所ともいわれる「国法上の意義における裁判所」の理解を基に述べられていますので、この機会に確認してみましょう！

この答申では、「裁判所共済組合は、国家公務員共済組合の一つであるが、国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づいて、各省各庁ごとにその職員をもって設けられる法人であり、各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において職員を当該組合の業務に従事させることができるから、裁判所共済組合の業務を遂行する上で、保有している文書は、開示手続の対象となる司法行政文書には当たらない。」と述べられています。

「裁判所共済組合」が保有する文書については「裁判所」が保有する文書に当たらないことを示した答申であり、ここでいう「裁判所」は「国法上の意義における裁判所」ですね。

「裁判所」という用語が多義的なものであることは、裁判所職員にとっては当たり前の知識ですが、それ以外の方には理解しづらい場合があります。申出人等から用語の意味を問われた際には、丁寧に説明することが望ましいですね。



おしどり先生

日直
カモミール

答申info vol.29

令和4年3月23日成立 答申速報

花粉症の季節だね。
不開示情報も花粉も
マスクできっちり
ガードしよう！



とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第53号	簡易裁判所判事の女性登用について令和3年度以降の数値目標について記載した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第54号	量刑分布グラフの一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第55号	出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成又は取得した文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5①②⑥）
(最情) 答申第56号	最高裁判所の書記官が予納された郵便切手を上告人に返還したが、同人から受領書を受け取れなかった場合の取扱いが書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第57号	決裁についての説明がどのような定め又は根拠に基づいているのかが分かる文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第58号	特定の情報公開・個人情報保護審査委員会宛て理由説明書に記載された内容の理由が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第59号	各高等裁判所の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑤⑥）
(情) 答申第44号	裁判所法82条に基づく不服申出書について口頭での決裁をした起案文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第45号	罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する最高裁判所からの通知文書に関する不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第46号	裁判所法82条に基づく不服申出書への対応に関して作成された司法行政文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第47号	刑事訴訟法19条に基づく移送請求の判断に際して新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は考慮しないことになっていることが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第48号	刑事訴訟法19条に基づく移送請求の判断に際して、弁護人の主張の具体的な内容等が不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第49号	特定の事件の処理に関連して裁判所職員がインターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第50号	長官所長会同で表明された所長の意見を作成する際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第51号	特定日付の司法行政文書開示申出に係る延長通知に記載された通知予定期間を判断した合理的な理由が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第10号	名古屋高等裁判所において申出人が特定日に強制退去命令を出された件に関する文書等に記録された保有個人情報の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法14②⑤）

情報公開わかるかも学校㉙ ~「初めて文書開示事務を担当する方へ」の巻

4月から初めて文書開示事務に携わる人もいますよね。そのような職員が情報公開に関する基礎的な知識を習得するための資料として、最高裁事務総局秘書課が令和2年3月に作成した『情報公開ハンドブック』と『情報公開講座』（20分程度の音声付き動画資料）があります。所属庁の総務課に聞いてみてくださいね。



おしどり先生

答申info vol.30

令和4年4月20日成立 答申速報

答申番号 (令和4年度)	事案	論点
(最情) 答申第1号	司法修習生に対する災害補償の実績が書いてある文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5①)
(個) 答申第1号	申出人の公務災害申請に係る一件記録に記録された保有個人情報の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法14②、⑦柱書・二) 裁量的開示相当性

情報公開わかるかも学校⑩ ~保有個人情報開示手続の巻~

今日は、情報公開とは離れますか、令和4年4月1日から改正後の個人情報保護法(以下「改正法」という。)が施行されましたので、その点のお話です。



カモミール

情報公開(司法行政文書の開示)手続と保有個人情報の開示手続は異なる制度ですが、開示申出等の窓口が共通していたり、裁判所で苦情の申出がされた場合に諮詢する委員会が同じであったり、全く無関係とは言えませんよね。



かも太郎

改正法が裁判所の事務に影響を与えるポイントはどこカモ?

改正法は、従前、国の行政機関に適用されていた行政機関個人情報保護法と同様、裁判所に対して直接の適用はありません。

もっとも、個人情報保護法の趣旨は裁判所にも当てはまる部分が多いので、裁判所では、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱(以下「保有個人情報取扱要綱」という。)を定めて事務を処理しています。

保有個人情報取扱要綱は改正法を踏まえて改正され、その内容は文言の形式的な修正から新たな制度を導入するものまで多岐にわたっていますが、**開示事務に関連する部分としては、特定個人情報(マイナンバー)以外の保有個人情報についても、任意代理人による開示申出が認められるようになったこと、が大きく変わった点です**(保有個人情報取扱要綱第4から第6まで参照)。改正の全体像は、令和4年4月1日付け最高裁判所事務総局総務局第一課長送付「取扱要綱及び実施細目通達における一部改正の解説について」に分かりやすく記載されています。



おしどり先生

日直
かも太郎

答申info vol.31

令和4年5月24日成立 答申速報

答申番号 (令和4年度)	事案	論点
(最情) 答申第2号	裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第3号	報道各社からの依頼に基づき国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成又は受領した文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(最情) 答申第4号	裁判所の標準的なワープロソフトとして一太郎からワードに変更した理由が分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第5号	司法修習予定者に送付した書類について書き込みをしてよいことが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第6号	最高裁判所裁判官室の写真の撮影等を許可した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第1号	出版社に対する判決書の貸出しに関して個人情報提供の同意を事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第2号	出版社に対する判決書の貸出しが個人情報保護法に違反しないかを検討した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第3号	出版社に対する判決書の貸出しが事件当事者のプライバシー権を侵害しないかを検討した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第4号	出版社に対する判決書の貸出しが事件当事者の名誉権を侵害しないかを検討した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第5号	公判前整理手続の期日で弁護人がノートパソコンを使用する際に法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第6号	司法記者クラブに対して開廷表を提供する際の取扱いが書いてある文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(情) 答申第7号	当事者から法廷電源を使用したいとの申出があった場合の取扱いを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第8号	退職準備等説明会の配付資料の不開示判断(不存在)	文書の存否
(個) 答申第2号	特定の物品を警察署に拾得物として届出した全ての文書の一部不開示の判断(文書の特定)	文書の特定

情報公開わかるかも学校③ ~「アクセス履歴の開示」の巻

インターネットに関連する文書開示って難しいかも。



かも太郎

令和3年度(情)答申第49号を紹介します。インターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴の開示申出について、委員会は、開示手続の対象となる司法行政文書の定義を述べた上で、インターネットの閲覧履歴は、「ウェブブラウザの機能によって自動的に作成、保存及び消去されるもの」であり、その「機能によって自動保存されるにとどまる限りにおいては、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているとは認められず、開示手続の対象となる司法行政文書に該当するとはいえない」と判断しました。



おしどり先生

日直かも太郎

答申info vol.32

令和4年6月24日成立 答申速報

答申番号 (令和4年度)	事案	論点
(最情) 答申第7号	最高裁判所の庁舎に最高裁判所図書館が設置されている理由が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第8号	特定年月日付け理由説明書において特定の書面への対応に関する判断について文書を作成する必要がないとした理由等が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第9号	弁護士職務経験を終了した特定の裁判官を判事補に任命することを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第10号	裁判所の女性職員に宿直を担当させない理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第11号	裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験の第2次試験として勤務評定があることを受験者に周知する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第9号	裁判所ウェブサイトの下級裁判所裁判例速報に掲載する際の選別基準等に関する文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法5①ただし書イ、⑥)
(情) 答申第10号	民事部に係属する事件の配てん変更の根拠及び結果が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第11号	未成年後見人に選任されていた特定の弁護士の業務上横領の疑いのある行為について作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第12号	弁護人が刑事記録を贋写する際のスマートフォン等による撮影の可否が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第13号	特定年月日付けで特定人が申し出た「個人情報開示請求」に関連するすべての文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(個) 答申第3号	特定年月日付けで特定人が申し出た「個人情報開示請求」に関連するすべての文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法14②)

情報公開わかるかも学校③～「不服申立て制度」の巻～



裁判所が判断した不開示の決定については、訴訟で争えばいいのカモ？

かも太郎

保有個人情報に関するものですが、東京地裁令和3年5月27日判決を紹介します。

当該判決では、「裁判所が保有する個人情報に係る開示の申出について取扱要綱に基づきこれを開示し、又はこれを開示しない旨の通知をすることは、法令上の行為ではなく、また、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものでもないから、およそ行政不服審査請求の対象とはなり得ないものというべきである。」と判示しています。開示・不開示の判断に対する不服申立ては保有個人情報や情報公開の各取扱要綱に基づく苦情の申出制度によらなければならないということですね。

日直
かも太郎

おしどり先生

答申 info vol.33

熱中症に気を付けて、暑い夏を乗り切ろう！



とうしん君

令和4年7月27日成立 答申速報

答申番号 (令和4年度)	事案	論点
(最情) 答申第12号	特定年月日付の訴追決定に関して最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書の不開示判断	不開示情報該当性(法5⑤、⑥)
(最情) 答申第13号	最高裁判所裁判官会議議事録の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5①、⑥柱書・二)
(情) 答申第14号	「開廷表の提出について（大阪地裁訟廷庶務係の事務連絡）」と題する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第15号	過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判の判決日の警備又は清掃の日報の不開示判断（特定不能）	文書の特定
(個) 答申第4号	特定の事件の裁判において、判決前に和解を試みた際の一切の手続上の文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(個) 答申第5号	「持込禁止物預かり状況一覧表」に記録された保有個人情報の不訂正判断	訂正情報該当性

情報公開わかるかも学校⑬ ~「情報公開要綱等改正」の巻



かも吉

情報公開要綱が改正されたみたいだけど、従前とどこが違うの？

そうなんです！7月1日から実施されており、大きく変わった点は以下の3つです。

①開示の実施方法の変更

開示の実施における写しの取得方法について、今後は実施手数料を収入印紙で納付させ、職員が写しを作成して交付する方法に改め、電磁的記録による写しの交付も可能になりました。

②開示手続の対象とならないものの明確化

「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と「最高裁判所図書館が収集した図書館資料」が開示手続の対象外と明記されました。

③その他

苦情の申出期間を経過した苦情申出及び苦情申出の要件に該当しない申出について、原則、諮詢しない旨を定めました。

なお、保有個人情報取扱要綱等についても同様に改正されました。

裁判所HPトップページ>「裁判所について」>「裁判所の情報公開・個人情報保護」の頁も新しくなりましたのでぜひ参照してください。



おしどり先生

日直かも吉

答申info vol.34

名月も、答申速報
も要チェック！

令和4年9月13日成立 答申速報

どうしん君

答申番号 (令和4年度)	事案	論点
(最情) 答申第14号	特定年度在外公館赴任前研修に参加した裁判官が分かる文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法5①、⑥柱書・二)
(最情) 答申第15号	外国法曹の接遇及び外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアルその他文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法5①、⑥)
(最情) 答申第16号	最高裁判所判事退官者に交付している退官記念資料の作成方法が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第17号	司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えるように指示した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第18号	人事の報道発表(特定年月報道解禁分)の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第19号	特定日の撮影申請関係文書の不開示判断(開示対象外)	司法行政文書該当性
(情) 答申第16号	特定の部に限って裁判官一覧が裁判所ウェブサイト等で公表されていないことの議論や理由を示す文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第17号	特定年月以降にあらかじめ選ばれている司法委員の氏名・職業・任期が分かる資料の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法5①)
(最個) 答申第1号	特定の期の司法修習生提出の実務修習希望地調査書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法14②)
(個) 答申第6号	特定年月日に実施された面談に関して作成された一切の文書に記録された保有個人情報の不開示判断(不存在)	文書の存否

情報公開わかるかも学校⑩ ~「司法委員候補者氏名」と公表慣行の巻~



労働審判員や調停委員は非常勤の裁判所職員だから、氏名は公表慣行ありとして開示されるけど、司法委員となるべき者の名簿に記載されている司法委員候補者の氏名も同じかしら。

カモミール

今回の令和4年度(情)答申第17号を見てみましょう。

そこでは、名簿に記載されている司法委員候補者の氏名が、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかが問題となりました。

原則として、裁判所職員の氏名は、常勤、非常勤の区別なく公にしていますが、答申では、「司法委員は、特定の事件の指定を受けることで、非常勤の裁判所職員の身分を取得する者であるが（民事訴訟法279条3項参照）」、名簿に記載されている情報は、「特定の事件の指定を受ける前の司法委員候補者の氏名であるから、裁判所職員の身分を取得していない者の氏名である。したがって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。」と判断されました。

日直
カモミール

おしどり先生



答申info vol.35

令和4年10月19日成立 答申速報

とうしん君

答申くれなきゃ
イタスラする
ぞ！

答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第20号	最高裁判所が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第21号	出向中の裁判官が依頼退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依頼退官しなければならないことが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第22号	最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第23号	特定の裁判官を部総括にした際の文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第18号	事務分配規程の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第19号	特定人に関する信書の発受についての文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第20号	特定の事件と特定の法人の関係が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第21号	事務分配規程の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第22号	事務分配規程の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(個) 答申第7号	法廷における申出人に対する裁判官の発言に関連する一切の記録に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第8号	申出人に関する信書の発受についての文書に記録された保有個人情報の開示の判断に関する件（文書の特定）	文書の特定
(個) 答申第9号	申出人が提出した「特定年月日付け抗告許可申立書」が受け付けられたこと等が分かる文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断	文書の存否

情報公開わかるかも学校③ ~「令状請求事件等の担当裁判官の割当日」の巻~



事務分配規程の開示申出に関する答申がいくつか出ているね。

かも太郎

今回出された答申のうち、令和4年度（情）答申第18号を見てみましょう！

委員会は、略式請求事件又は令状請求事件を担当する裁判官の割当日が明らかになると、「これらの事件の請求権を有する捜査機関等を含む裁判所外の者において、担当裁判官を推測することを可能にし、その推測によって様々な行動をする契機となるおそれがあると認められる。そして、このようなおそれがあること自体が、ひいては、略式請求事件及び令状請求事件における裁判の公正に疑義を生じさせるものであって、裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。したがって、これらの情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。」と判断しています。

令和4年度（情）答申第21号や同第22号では、被疑者国選弁護人選任請求事件などでも同様の判断がされていますので、具体的な内容は答申を見てください。

日直
かも太郎

おしどり先生

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

答申info vol.36

令和4年11月24日成立 答申速報

紅葉深まる秋
答申の理解も
深めよう

やうしん君

答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第24号	検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合、最高裁判所がとる対応等を記した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第23号	競売するために外部の不動産鑑定士に委託した不動産鑑定評価書等の文書の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(情) 答申第24号	鑑定評価基準で定められている開発法を採用している任意の不動産鑑定評価書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第25号	執行事件等で提出された鑑定評価基準で定められている開発法を採用している任意の不動産鑑定評価書の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(情) 答申第26号	司法行政文書ファイル管理簿に登載された特定のファイルにある司法行政文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性 (法5①⑥)

情報公開わかるかも学校③⑥～「不動産鑑定評価書は
司法行政文書？」の巻～

かも吉

裁判所でも不動産鑑定評価書を取得することがあるよね。
司法行政文書開示手続の対象になる場合とならない場合があるけど、その違いはどこにあるのカモ？

今回出された答申のうち、令和4年度（情）答申第24号を見てみましょう！

司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされていますから、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれませんよね。

委員会でも、「民事執行手続の過程で執行裁判所が不動産鑑定評価書を取得することがあったとしても、それらは裁判事務に関する文書であるということができる」と述べられています。

同じ「不動産鑑定評価書」でも、民事事件等の手続の中で取得する場合のほか、司法行政部門で取得する場合もありますので、申出内容の整理や対象文書の特定をする際には、文書の名称や性質、文書の取得に關係する事実関係などに注意する必要がありますね。

令和4年度（情）答申第23号や同第25号では、不動産鑑定評価書が司法行政文書開示手続の対象とならない場合について述べられていますので、具体的な内容は答申を見てください。



おしどり先生

日直
かも吉